

亀山市公告第42号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第9条第1項の規定により、次のとおり亀山市農業委員会の委員の候補者（以下「農業委員候補者」という。）の推薦を求めるとともに、農業委員候補者を募集する。

令和元年9月2日

亀山市長 櫻井 義之

1 推薦及び募集の対象者

推薦及び募集の対象者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は、亀山市農業委員会の委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 主な職務

- (1) 毎月1回程度開催される亀山市農業委員会の会議に出席し、次に掲げる事項について審議等を行うこと。
 - ア 農地法（昭和27年法律第229号）等により農業委員会の権限に属させられた事項
 - イ 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の推進に関する事項
- (2) 必要に応じて現地の確認、研修会等への出席等を行うこと。

3 農業委員候補者の人数

10人

4 推薦及び応募の方法

- (1) 農業委員候補者の推薦にあつては亀山市農業委員会の委員の

候補者推薦書（以下「推薦書」という。）に、農業委員候補者の応募にあつては亀山市農業委員会の委員の候補者応募申込書（以下「応募申込書」という。）に必要な書類を添えて、持参又は郵送により提出することにより行う。

なお、提出された推薦書又は応募申込書は返却しない。

(2) 持参により提出する場合の提出先

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市役所本庁舎2階 産業建設部産業振興課農業グループ

(3) 郵送により提出する場合の送付先

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市産業建設部産業振興課農業グループ

5 受付期間

令和元年9月2日（月曜日）から同年10月1日（火曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送による提出は、令和元年10月1日（火曜日）必着とする。

6 農業委員候補者の選考

5の受付期間の終了後、亀山市農業委員候補者選考委員会が、農業委員候補者を選考する。

7 任期

任命の日から3年

8 報酬の額

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）に定める額

9 問合せ先

産業建設部産業振興課農業グループ

電話 0595-84-5082

ファクシミリ 0595-82-9669